様式第３（第５条関係）

起　案	令和　年　月　日				
決　裁	令和　年　月　日				
課長		係長		係	

（No.　　）

納骨壇返還届

使用者番号

１　納骨堂の名称

２　納骨壇使用許可番号　　番

３　使用許可年月日　　昭和・平成・令和　　年　　月　　日

４　使用者

上記のとおり使用許可されていましたが、改葬・未建立・その他（　　）のため不用となりましたので、鹿児島市営納骨堂条例第１５条及び鹿児島市営納骨堂条例施行規則第５条第２項の規定により、原状に復し返還します。

なお、この返還届について、親族その他の者から異議が生じた場合は、私が責任をもって解決します。

令和　　年　　月　　日

届出人

本　籍

〒　　－

住　所

ふりがな

氏　名　　（署名又は記名押印）

使用者との続柄

連絡先　自　　宅　　－　　－
携帯電話　　－　　－

鹿児島市長　殿

図面整理	台帳整理	管理人通知

【添付書類】①戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本）で使用者と届出人及びその親族（祭祀継承権者）等がすべて記載された戸籍、死亡年月日の確認ができるもの（※使用者本人の届出時は不要）②届出人の住民票（市外居住者のみ、本籍記載のもの）③家系図（※使用者本人の届出時は不要）④納骨堂使用許可証（紛失時は裏面「特記事項欄」に記載）

鹿児島市営納骨堂条例

第１５条　使用者は、住所の変更若しくはその他の理由により納骨壇を使用しなくなつたとき、又は第１６条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに納骨壇を原状に復し、市長に返還しなければならない。

第１６条　使用者が次の各号の一に該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けてから1年以内に納骨しないとき。

(2) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

鹿児島市営納骨堂条例施行規則

第５条　使用者が焼骨を収蔵し、又は収蔵した焼骨を他の墳墓若しくは納骨堂に移すときは、埋火葬許可証又は改葬許可証を係員に提出し、その立会いの上措置しなければならない。

２　使用者は、焼骨等の改葬等により、当該納骨堂が不用になるときは改葬許可の申請と同時に納骨壇返還届(様式第３)を管理者に提出しなければならない。

特記事項

□親族＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に事前に返還届について、同意を得るべきであるが、現在音信不通であり、確認ができません。このことにより、異議が生じた場合は、表面に記載しているように私が責任をもって解決します。

□届出人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、身体上の理由により、自署出来ないため、

（続柄）＿＿＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、本人の確認のもと、代筆しました。

□納骨堂使用許可証を紛失しました。今後見つかりましたら返還します。

その他の特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿